

## 22 スクールカウンセラー活用事業補助の概要

### 1 趣旨

児童生徒の不登校や問題行動等の対応に当たっては、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図ることが重要な課題となっている。このため、各都道府県・指定都市において、児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を公立中学校を中心に配置し、それらを活用する際の諸課題についての調査研究を行うために必要な経費の補助を行う。

### 2 内容

(1) 平成16年度要求額            4, 845百万円 (平成15年度: 3, 994百万円)

(2) 配置校数                    8, 500校 (平成15年度: 7, 000校)

(3) 補助率                      1/2

(4) スクールカウンセラーの職務内容

- ア 児童生徒へのカウンセリング
- イ 教職者に対する助言・援助
- ウ 保護者に対する助言・援助

(5) スクールカウンセラーの資格要件

- ア 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- イ 精神科医
- ウ 心理学系の大学教授, 助教授, 講師 (非常勤を除く)
- エ このほか、スクールカウンセラーに準ずる者 (心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について一定の経験を有するもの) を配置することも可

(6) 勤務形態

- ・非常勤で週8～12時間 (特に必要な場合は30時間までの勤務も可)

スクールカウンセラー配置校数の推移

	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
中学校	93	337	654	995	1,096	1,124	2,634	3,460

(注) スクールカウンセラーは、3学級以上の公立中学校を中心に配置することとしている  
(国私立は対象外)。

【参考】 公立中学校数：10,392校（うち3学級以上の公立中学校10,033校）  
(平成14年度学校基本調査（平成14年5月1日現在）)